

この政令は、平成十一年一月一日から施行する。

**附 則（平成二年六月七日政令第三一
一号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。（委員等の任期に関する経過措置）

第三条 この政令の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかわらず、その日に満了する。

一 輸出入取引審議会

**附 則（平成一六年一二月二八日政令第
四二九号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

**附 則（平成一九年八月三日政令第二三
五号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九条、第四十条、第四十六条、第五十六条、第七十二条及び第七十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一 輸出入取引法施行令第八条第二号
(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一九年九月二〇日政令第二
九二号）**

この政令は、公布の日から施行する。